

事務連絡
平成16年12月17日

社団法人 日本病院会 御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

標記について、別添のとおり地方社会保険事務局長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県老人医療主管部（局）老人医療主管課（部）長あて通知したのでお知らせします。



保医発第1217001号
平成16年12月17日

地方社会保険事務局長 殿
都道府県民生主管部(局)

国民健康保険主管課(部)長 殿
都道府県老人医療主管部(局)
老人医療主管課(部)長 殿

厚生労働省保険局医療課長

厚生労働省保険局歯科医療管理官

「特定保険医療材料の定義について」の一部改正について

標記については、「特定保険医療材料の定義について」（平成16年3月5日保医発0305007）により取り扱われてきたところであるが、本日、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件」（平成16年厚生労働省告示第428号）が交付され、平成17年1月1日から適用されることとされたことに伴い、同通知を次のように改正し、平成17年1月1日から適用することとしたので、その取扱いに遺漏のないよう、関係者に対して周知徹底を図られたい。

記

別表Ⅱ134血管内手術用カテーテル(1)中「塞栓用コイル（4区分）」を「塞栓用コイル（5区分）」に改め、「合計29区分」を「合計30区分」に改める。

別表Ⅱ134血管内手術用カテーテル(12)②中「コイル(3区分)」を「コイル(4区分)」に改め、「合計4区分」を「合計5区分」に改める。

別表Ⅱ134血管内手術用カテーテル(12)③のエをオとし、ウの次に次のように加える。

エ コイル・水圧式デタッチャブル型

水圧によりデリバリーチューブから離脱させるコイルであること。

別表Ⅱに次のように加える。

144 網膜硝子体手術用材料

定義

次のいずれにも該当すること。

(1) 薬事法承認上、類別が「医療用品(4)整形用品」であって、一般的名称が「その他の外科・整形外科用手術材料(眼科手術用材料)」であること。

(2) 剥離した網膜を物理的に伸展・復位させることを目的として使用する材料であること。

(参考：新旧対照表)

◎ 「特定保険医療材料の定義について」(平成16年3月5日保医発第0305007号)別表Ⅱ中

	現行	改正後
1~133 (略)	<p>134 血管内手術用カテーテル</p> <p>(1) 血管内手術用カテーテルの機能区分の考え方</p> <p>術式により、経皮的脳血管形成術用カテーテル（2区分）、末梢血管用ステントセット（1区分）、PTAバルーンカテーテル（4区分）、下大静脈留置フィルターセット（1区分）、冠動脈灌流用カテーテル（1区分）、オクリュージョンカテーテル（2区分）、血管内血栓異物除去用カテーテル（1区分）、血管内異物除去用カテーテル（2区分）、血栓除去用カテーテル（5区分）、塞栓用バルーン（2区分）、塞栓用コイル（4区分）、汎用型圧測定用プローブ（1区分）、連続心拍出量測定用カテーテル（1区分）及び静脈弁カッター（2区分）の合計<u>29</u>区分に区分する。</p> <p>(2)~(11) (略)</p> <p>(1) 塞栓用コイル</p> <p>① 定義</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 薬事法承認上、類別が「器具器械（51）医療用嘴管及ア 薬事法承認上、類別が「器具器械（51）医療用嘴管及</p>	<p>134 血管内手術用カテーテル</p> <p>(1) 血管内手術用カテーテルの機能区分の考え方</p> <p>術式により、経皮的脳血管形成術用カテーテル（2区分）、末梢血管用ステントセット（1区分）、PTAバルーンカテーテル（4区分）、下大静脈留置フィルターセット（1区分）、冠動脈灌流用カテーテル（1区分）、オクリュージョンカテーテル（2区分）、血管内血栓異物除去用留置カテーテル（1区分）、血管内異物除去用カテーテル（2区分）、血栓除去用カテーテル（5区分）、塞栓用バルーン（2区分）、塞栓用コイル（5区分）、汎用型圧測定用プローブ（1区分）、連続心拍出量測定用カテーテル（1区分）及び静脈弁カッター（2区分）の合計<u>30</u>区分に区分する。</p> <p>(2)~(11) (略)</p> <p>(1) 塞栓用コイル</p> <p>① 定義</p> <p>次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア 薬事法承認上、類別が「器具器械（51）医療用嘴管及</p>

び体液誘導管」であつて、一般的な名称が「滅菌済み血管処置用チューブ及びカテーテル」であること。

イ 血流の遮断を目的に使用するコイル又はプッシャーであること。

② 機能区分の考え方

使用目的及び構造により、コイル（3区分）及びプッシャー（1区分）の合計4区分に区分する。

③ 機能区分の定義

ア コイル・標準型

イ 及びウに該当しないコイルであること。

イ コイル・機械式デタッチャブル型

外力（ねじる又はフックを外す）によりワイヤーから離脱させるコイルであること。

ウ コイル・電気式デタッチャブル型

電気分解によりワイヤーから離脱させるコイルであること。

二

エ プッシャー

ア又はイのコイルを塞栓部位まで到達させるために使用するものであること。

(13)～(15) (略)

135～143 (略)

び体液誘導管」であつて、一般的な名称が「滅菌済み血管処置用チューブ及びカテーテル」であること。

イ 血流の遮断を目的に使用するコイル又はプッシャーであること。

② 機能区分の考え方

使用目的及び構造により、コイル（4区分）及びプッシャー（1区分）の合計5区分に区分する。

③ 機能区分の定義

ア コイル・標準型

イ 及びウに該当しないコイルであること。

イ コイル・機械式デタッチャブル型

外力（ねじる又はフックを外す）によりワイヤーから離脱させるコイルであること。

ウ コイル・電気式デタッチャブル型

電気分解によりワイヤーから離脱させるコイルであること。

エ コイル・水圧式デタッチャブル型

水圧によりデリバリーチューブから離脱させるコイルであること。

オ プッシャー

ア又はイのコイルを塞栓部位まで到達させるために使用するものであること。

(13)～(15) (略)

135～143 (略)

144 網膜硝子体手術用材料

定義

次のいずれにも該当すること。

- (1) 薬事法承認上、類別が「医療用品（4）整形用品」であって、一般的の名称が「その他の外科・整形外科用手術材料（眼科手術用材料）」であること。

- (2) 剥離した網膜を物理的に伸展・復位させることを目的として使用する材料であること。